

県立中学校への転学を希望する皆さんへ

【転学とは】

中学校に在籍している者が他の中学校へ移ることをいいます。

1 転入願の受付

(1) 受付の条件

奈良県立中学校への転学は、奈良県内に保護者とともに居住することが確実である者で、次の条件をすべて満たしていると、志願先の中学校の校長が認めた場合に受け付けます。

(注) 「志願先の中学校」は、以下「志願校」といいます。

- ① 保護者の転勤等に伴う県外からの一家転住により、在籍する学校（以下「在籍校」といいます。）への通学が困難であること。
- ② 中高一貫教育校に在籍していること。
- ③ 転学後、教育課程上、継続的に学習することができるここと。
- ④ 志願校の当該学年の定員に余裕があること。

(2) 受入の時期

受入の時期は学期当初を原則としますが、やむを得ない場合の受け入れは随時行いますので、高校教育課に問い合わせてください。

2 手順

- (1) 始めに、高校教育課へ問い合わせてください。志願校等の相談をさせていただきます。
- (2) 転学を希望する旨を在籍校に申し出て、在籍校の校長の承諾を得てください。
- (3) 志願校が決定したら、転学に必要な書類を在籍校の校長と志願者本人及びその保護者から志願校に提出してください。手続に必要な書類は、「**3 転学に必要な書類**」で確認してください。
- (4) 手續が終わり次第、面接等についての日程の詳細を志願校から連絡します。
- (5) 指定された日時に、志願校で実施する面接等を受けてください。

3 転学に必要な書類

出願手続に関する書類は次のとおりです。ただし、志願校の校長が、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

- (1) 在籍校の校長から志願校の校長へ提出する書類
 - ① 転学照会書（様式は高校教育課に問い合わせてください。）
 - ② 在学証明書
- (2) 本人及び保護者から志願校の校長へ提出する書類
 - ① 転入願（様式は高校教育課に問い合わせてください。）
 - ② 教科用図書給与証明書（在籍校に問い合わせてください。）
 - ③ 奈良県内の市町村住民票記載事項証明書等（県内に転入後、速やかに提出してください。）

4 受入の可否等の通知等

- (1) 受入の可否等の通知は、原則として、面接等の実施日に行います。通知の時刻・方法等は志願校で指示します。
- (2) 受入決定後の手続については、志願校の指示に従ってください。

【参考事項】

私立中学校への転学を希望する場合は、直接、希望する中学校、又は、

奈良県地域振興部 こども・女性局 教育振興課 教育企画政策研究係
〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-8919(直通)、0742-22-1101(内線 2627)

に問い合わせてください。